

# 兵庫県立西脇高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立西脇高等学校

## 1 本校の方針

いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題であると考えます。本校は国際社会に貢献し、地域に信頼され、豊かな自己実現に挑む行動力のある生徒を育てることを目指している。

ここに、生徒たちが安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

## 2 基本的考え方

本校は、創立 80 年以上になる伝統と歴史のある普通科と生活情報科を置く全日制高校である。西脇市野村町に位置し、地域に愛され地域に育てられながら成長してきた歴史がある。

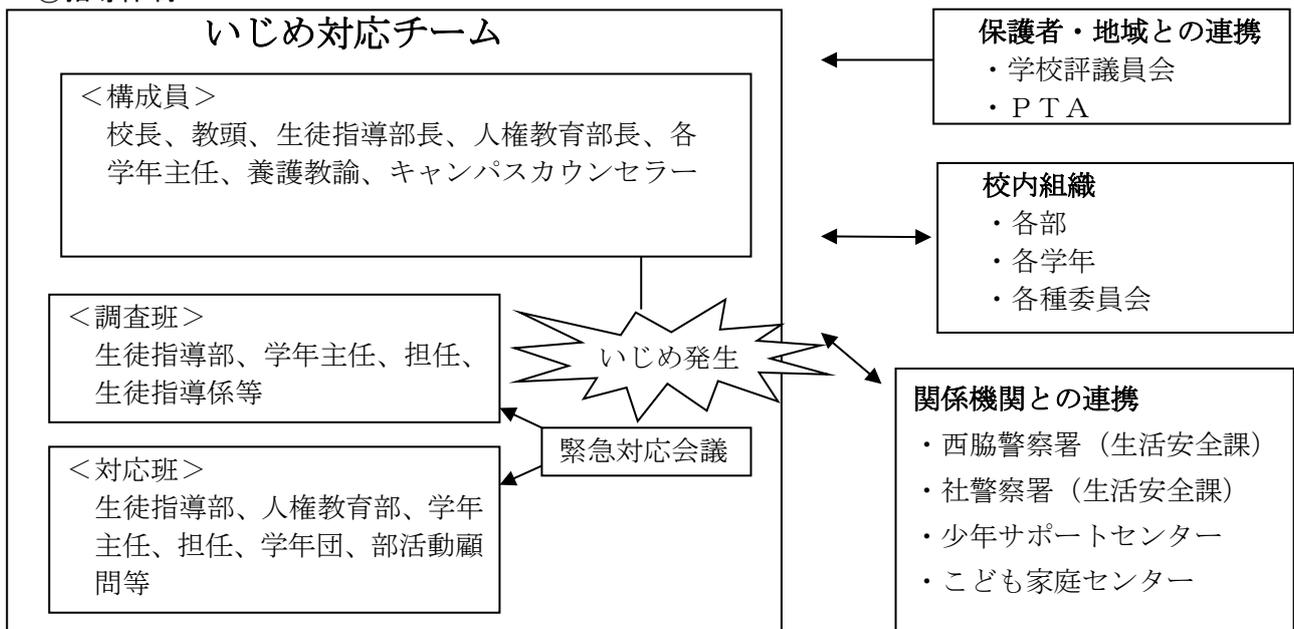
「文武両道」を基軸として、生徒たちは学業、部活動、学校行事に意欲的に取り組んでいる。また、挨拶・服装・時間を守るといった基本的な生活習慣の確立を図るとともに、自ら考え行動できる自己実現を図る取り組みを進めている。その一環として、東日本大震災の被災地の宮城県南三陸町を拠点に、被災された方々の心に寄り添うボランティア活動を行い、学校周辺の清掃活動や高齢者施設訪問、地域交流を積極的に進める教育活動にも取り組んでいる。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめの防止等の指導体制・組織的対応等

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための①指導体制・②組織的対応を以下のとおりとする。

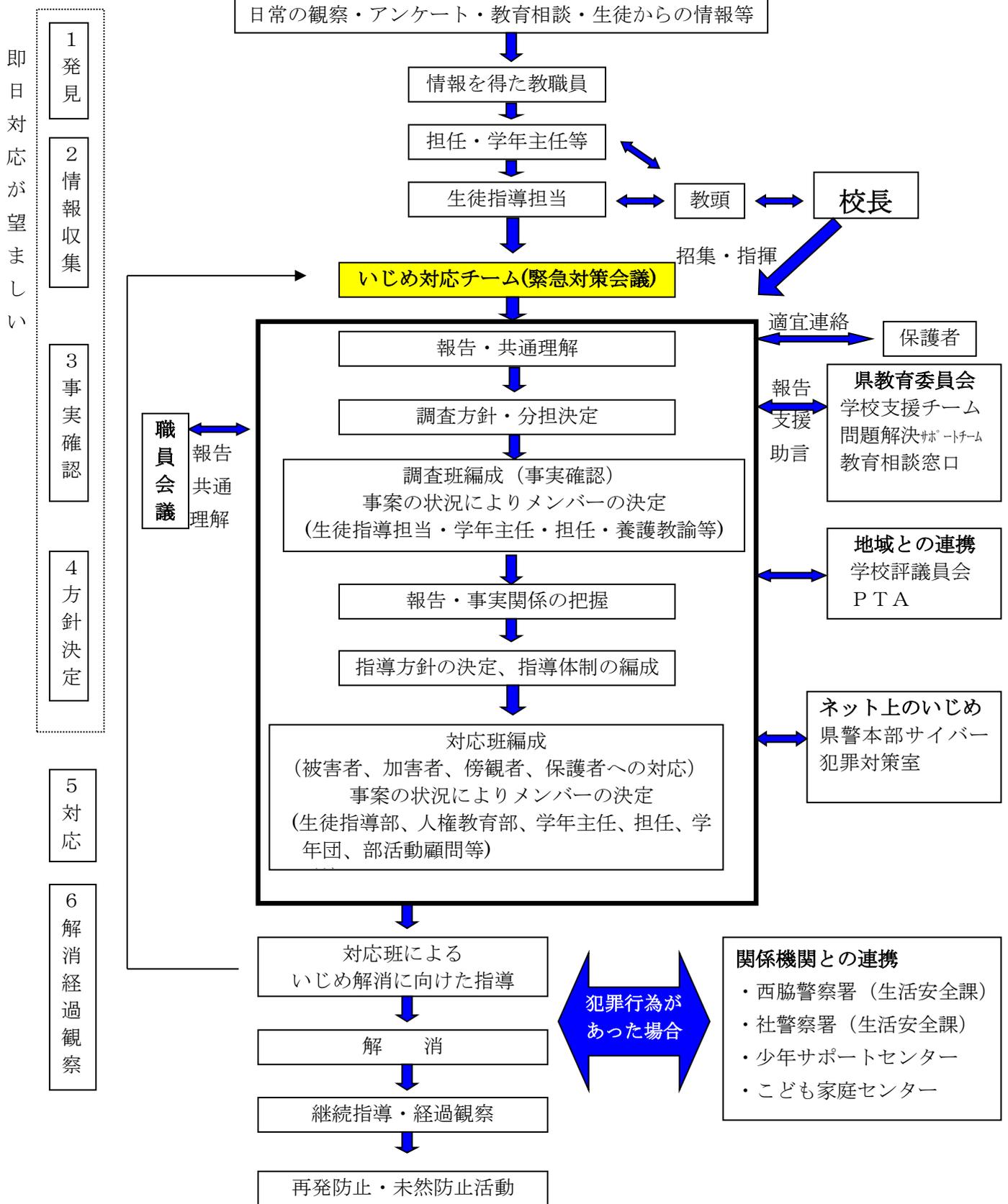
### ①指導体制



※調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う

※対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する指導・支援を行う

②緊急時の組織的対応



#### 4 いじめに関する指導体制

##### ○いじめの未然防止・早期発見

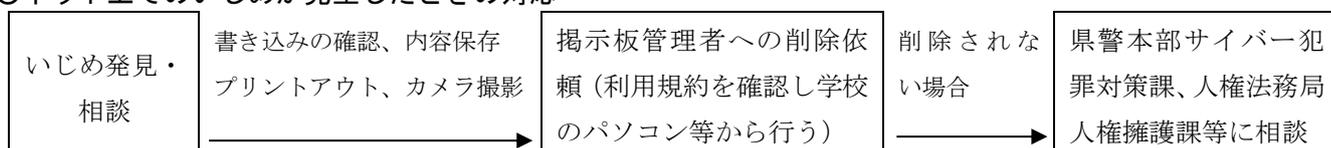
教育活動	具体的な取組
日々の生徒観察	・休み時間や放課後等の雑談で、グループの人間関係に目を配る。
面接・カウンセリング	・顔の表情や、普段と違う言動が見られたら、じっくりと話を聞き背景を探る。
いじめアンケート（毎学期）	・その場で書けるよう、生活実態調査の中でいじめに関する調査（質問）を行い、記入後封筒に入れて提出させる。
情報収集・共有	・常に家庭とも連絡を取り情報収集に努める。 ・学年会、生徒指導部会等で収集した情報を共有する。
人権教育	・LHRの時間を利用して各学年で題材を決めて実施する。
情報教育	・講演会（「サイバー犯罪の現状について」）を通して携帯・スマホの危険性について理解させる。



##### ○いじめの早期対応

教育活動	具体的な取組
いじめの発見	・行為をすぐに止めさせ、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
いじめ対応チーム結成	・いじめの指導体制・組織的対応に則し、いじめ対応チームを結成する。
被害者への対応	・辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。 ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
加害者への対応	・いじめは決して許されない行為であることに気づかせ、いじめられる側の気持ちや事の重大さを認識させ、粘り強い指導を行う。 ・事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する。
被害者の保護者への対応	・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する。（学校は全力を尽くすという決意を伝える）
加害者の保護者への対応	・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。 ・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞き、いじめを防止する方法について保護者と協議する。
傍観者、クラスへの対応	・被害・加害生徒だけの問題でなく、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。 ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
保護者からの相談への対応	・保護者がいじめられていると思いこんで訴えてきた場合、クレーム扱いせず、丁寧に事実確認し、事実が確認できない場合は、学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。

##### ○ネット上でのいじめが発生したときの対応



- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されないことである。
- 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること。（悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

## 6 その他の事項

地域に信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、入学者説明会、学校評議員会、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## いじめ早期発見のチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 授業中、教職員に見えないように携帯電話・スマホを使用している。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

### いじめられている生徒

#### ◎日常の行動・表情の様子

- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 遅刻・欠席が多くなる

#### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人であることが多い
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える

#### ◎ 昼食時

- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の生徒の机から机を少し離している

#### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除している

#### ◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 手や足にすり傷やあざがある
- ボタンがとれたり、ポケットが破れていたりしている

### いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 教職員の指導を素直に受け取れない